

千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議設置要綱

令和6年2月7日5千政総務発第332号

(設置)

第1条 千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らした(以下「本件不正行為」という。)として、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕されたことを受け、千代田区における本件不正行為に類似する行為の再発防止対策に対する有識者の意見を聴取するため、千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(会議事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換し、必要に応じて千代田区長(以下「区長」という。)に助言を行うものとする。

- (1) 本件不正行為に類似する行為の再発防止対策に関すること。
- (2) 前号のほか、千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会における検討内容に関すること。
- (3) その他本件不正行為等に関し区長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 有識者会議は、学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する5名以内の委員をもって構成する。

(委嘱の期間)

第4条 委員の委嘱の期間は、区長が委嘱した日から有識者会議の結果を区長に報告する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、会務を統括する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 有識者会議は、座長が招集する。ただし、座長が選任されていないときは、区長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 座長は、委員に諮って、会議の公開又は非公開を決定するものとする。

2 会議の要旨は、原則として公表するものとする。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、政策経営部総務課、同部人事課及び同部契約課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。